

保育所等入所申込調査書（保育の必要性の事由等）

この調査書は、保育所等入所選考に使う大切な資料になります。実態に基づいて、該当する項目すべてお答えください。

記入内容が事実と異なる場合には、入所承諾又は入所内定が取消しとなります。

父 の 状 況	☐ 外勤 ☐ 自営 ☐ 内職 ☐ 就労内定 ☐ 開業予定 ☐ 就学	勤務先・内定先・学校の名称	所在地
		自宅から就労・就学先まで片道 時間 分	
		就労・就学開始年月日 年 月 日から（勤務予定、開業予定も含む）	
		☐ 就労1年以上（転職含む） ☐ 自営1年以上（開業準備期間含む） ☐ 1年未満 ↳ 転職の場合【前職就労期間】 年 月 日 ～ 年 月 日 事業所名（ ）	
		☐ 育児休業または育児に伴う休業中（取得予定）→	入所・転職が内定した場合、保育所等入所月の翌月1日までに復職し、復職後2週間以内に復職証明書を提出します。復職できない場合は保育所等入所辞退、退所の手続きを行います。 署名
	☐ 求職中	求職活動内容：	
	☐ 疾病	病名：	特定医療費（指定難病）受給者証又はマル都医療券 ☐ 無 ☐ 有
	☐ 介護	要介護者氏名（申込児童との続柄）：（ ）	
	☐ 障害	障害名：	手帳名・級（度）：
	☐ 不存在	発生日 年 月 日 ☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 別居（単身赴任を除く） ☐ 未婚 ☐ その他（ ）	
☐ 災害	発生日 年 月 日 災害の状況：		
令和7年1月1日の住所	☐ 国分寺市 ☐ 国分寺市以外 → 令和7年度市町村民税に関する書類 を提出してください。		
令和8年1月1日の住所	☐ 国分寺市 ☐ 国分寺市以外		

母 の 状 況	☐ 外勤 ☐ 自営 ☐ 内職 ☐ 就労内定 ☐ 開業予定 ☐ 就学	勤務先・内定先・学校の名称	所在地
		自宅から就労・就学先まで片道 時間 分	
		就労・就学開始年月日 年 月 日から（勤務予定、開業予定も含む）	
		☐ 就労1年以上（転職含む） ☐ 自営1年以上（開業準備期間含む） ☐ 1年未満 ↳ 転職の場合【前職就労期間】 年 月 日 ～ 年 月 日 事業所名（ ）	
		☐ 産後休暇中（または取得予定）→	入所・転職が内定した際、育児休業または育児に伴う休業中の場合は保育所等入所月の翌月1日までに復職（就労再開）し、復職後2週間以内に復職証明書を提出します。復職できない場合は保育所等入所辞退、又は退所の手続きを行います。 署名
	☐ 求職中	求職活動内容：	
	☐ 出産	出産予定日 年 月 日	
	☐ 疾病	病名：	特定医療費（指定難病）受給者証又はマル都医療券 ☐ 無 ☐ 有
	☐ 介護	要介護者氏名（申込児童との続柄）：（ ）	
	☐ 障害	障害名：	手帳名・級（度）：
☐ 不存在	発生日 年 月 日 ☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 別居（単身赴任を除く） ☐ 未婚 ☐ その他（ ）		
☐ 災害	発生日 年 月 日 災害の状況：		
令和7年1月1日の住所	☐ 国分寺市 ☐ 国分寺市以外 → 令和7年度市町村民税に関する書類 を提出してください。		
令和8年1月1日の住所	☐ 国分寺市 ☐ 国分寺市以外		

		氏名	年齢	住所		保育できない理由（※同居している場合）
祖父母の状況	父方	祖父			☐ 死亡 ☐ 不明	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護 ☐ その他（ ）
		祖母			☐ 死亡 ☐ 不明	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護 ☐ その他（ ）
	母方	祖父			☐ 死亡 ☐ 不明	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護 ☐ その他（ ）
		祖母			☐ 死亡 ☐ 不明	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護 ☐ その他（ ）

世帯の状況	国分寺市からの転出予定	☐ 無 ☐ 有（ 年 月 日 へ転出予定）
	生活保護の受給	☐ 無 ☐ 有（ 年 月 日生活保護開始）→ 受給証明書 を提出してください。
	申込児童の障害	☐ 無 ☐ 有 → 必ず事前に保育幼稚園課にご相談ください。
	申込児童のきょうだいの障害	☐ 無 ☐ 有 → 診断書又は手帳の写し を提出してください。
	同居親族の障害者手帳の所持	☐ 無 ☐ 有 → 手帳の写し を提出してください。

《育児休業を取得している方は必ずご一読の上、ご希望の方は□にチェックしてください》

「希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合

- ・『基本指数表』の「日中求職活動中」（就労証明書未提出）として選考され、『調整指数表』16番（-15点）のみ対象となり、その他の調整指数は対象外となります。通常の選考に切り替えたい場合は、追加書類として就労証明書をご提出ください。
- ・下記にチェックがあり、就労証明書が提出された場合には、就労証明書の指数を反映して選考します。
- ・入所保留を確約するものではないため、希望園に空きがある場合には、内定が出る可能性があります。

育児休業の延長に関する手続きについて、国分寺市では一切責任を負いかねます。

事前に管轄のハローワークや就労先にご確認のうえ、申請者の責任においてチェックしてください。

☐希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。